

控訴準備書面(2)

平成29年(ネ)第2066号(地位確認等請求控訴事件)、

控訴人 村上定幸、 被控訴人 宗教法人日本フリースタジスト教団ほか、

大阪高等裁判所第一民事部D係 御中、

2018年3月20日

控訴人代理人弁護士 野田底吾

被控訴人の平成30年1月12日付準備書面(1)及び同年2月28日付準備書面(2)に対し、以下のとおり主張する。

- 1、被控訴人は、(控訴人との関係について)原審から上記準備書面(1)に至るまで一貫して「奉仕」関係である旨の主張をし、その原審準備書面(2)の5頁第7項において、《教会担当教師の地位は被告教団内部の宗教上の地位であり、被告教団とは何らの法律関係もなく、裁判所の審判対象にはならない》旨の主張を貫いてきた。

法律関係にないと言う事は、国民相互間では契約関係などによる権利義務関係にない、と言う事に他ならないが、被控訴人は控訴審に入るや準委任関係だと主張するに至っている。これは権利義務関係にある事を認めるものであるが、ならば従前の主張は本音ではなかった事になるのか?? 裁判所の審判対象にならないからこそ、本件提訴前から本件弁論に至る前まで、頑なに和解交渉を拒否続けて来たものではなかったのか(例えば2015.6.19~7.22間の教団の不遜な態度、原告準備書面(7)添付経過年表)。

- 2、また被控訴人は、裁判所の釈明に応える形で、控訴人が13万円の支給を受けている事を根拠に、巡回教師の任命を承諾している旨の主張をしている。

然し、もし教団規定に《巡回教師には毎月13万円を支給する》等と定められていたのなら、控訴人がこの13万円を受領したことは、巡回教師の身分を認めたものと見做されても仕方がないが、教団規定にはかかる定めはないのである。つまり、13万円と巡回教師の任命とは何の関係もない。

- 3、ならば、13万円は如何なる意味を持つのか。

既に原告準備書面(7)の7頁 \square で主張している如く、控訴人が本件紛争の所為で無給状態に追い込まれ、生活不安を来たす事が明白だった為、被控訴人教団は、畑野証人の言

う「教団財政の中に生活の困窮した教職に対して、特別に支援する、・・・ファンドというか、額は少ないんですけども、そういうのがあって、・・・以前にもそういう事があったので支給した事があるんですね」

(畑野証言録 39 頁) 生活援助金を控訴人に支給してきたのであって、控訴人は巡回教師の身分設定に伴う対価として控訴人に支給金(賃金)或いは退職金として受領してきた訳ではない。被控訴人の「こうした金を控訴人が受領した事は、巡回教師の身分を承諾した」との主張は、まと(的)外れである。

4、控訴人が巡回教師の身分を承諾した証拠として、《1月30日のやり取り》に関する本田理事長の陳述書(乙19証)と大嶋理事による同書(甲20号証)があるが、控訴人側でも甲16号証6頁185～215行、甲24号証5頁150～160行に具体的な記述をしている。然し教団は、教職者の身分や任地替の場合には、従来から大嶋理事が直接、対象者から事前に書面による承諾書(甲20～23号証、同証拠説明書【立証趣旨】欄)を取ってきたのであるが(甲24号証1頁、原告準備書面(7)添付経過年表の2003.4～2012.3.8欄)、控訴人に関しては全く為されていない。その大嶋理事がかかる手続きも取らぬまま《控訴人が承諾した》等と真しやかに陳述書(乙20号証)を提出するに至っては、聖職者の行為としては考えられない事態である。